

第 16 回 四国地方整備局との意見交換会 要望事項

日時：平成 27 年 7 月 3 日（金）13：30～15：30

場所：ホテルパールガーデン高松 2 階「讃岐」

I. 要望事項

【要望事項 1】

「経営事項審査の下請版又は下請評価制度の取組みについて」

日本室内装飾事業協同組合連合会

【要望趣旨】

「歩切り」、「ダンピング」、「指値」の三重苦にあえいできた建設産業界を、健全な産業にすべく、今、国、発注者、総合工事業者、専門工事業者、労働者一体となって取り組んでいるところです。

国においては、国土のグランドデザイン等新たなビジョンを掲げ、本年 5 月に開催された建設産業活性化会議においても処遇改善を中心とする担い手の確保・育成が、平成 27 年度の重点的な取組事項とされている事から、それぞれの団体においても新たな取組みが成されており、現場で直接働く専門工事業界に対して、若者を直接雇用し、技能・技術の伝承ができる環境づくりが期待されているところです。

しかし、継続した事業展開が望めない中、雇用・育成・新たな設備投資等難しい問題であります。ご存知のように現場は、専門工事業者が居なければ成り立たない状況でありますが、適正な評価がなされているとは言い難く、一部の地方整備局においては、積極的に総合評価方式の加点に向けて取り組んでいるところもありますが、これを全発注者の取組みとし、更に以下のような条件を付した下請経審、又は、下請評価制度に向けた検討をしていただけないものでしょうか。

【評価項目例】

- ・社会保険加入促進、若手人材確保・育成、設備投資等受注に向けた取組を積極的に行っている企業
- ・登録基幹技能者育成企業（配置義務化と評価）
- ・職業能力開発促進法に基づく技能士の確保・育成（配置義務化と評価）

- ・施工実績
- 等

【要望事項2】

「元下業務の明確化と適正工期、適正価格の設定について」

四国建設躯体工業連合会

【要望趣旨】

元下業務の明確化等については、昨年も意見交換させていただきましたが、引き続きの要望として継続させていただきます。

建設産業活性化会議において、健全な建設産業を目指して様々な取組みが、国、発注者、総合工事業者、専門工事業者、労働者、関連団体等それぞれの立場で取り組むべき議論がなされていますが、当連合会が平成23年度に実施した「元請・下請取引契約に関する調査」結果によると、「工事計画・管理業務への関与16項目について、頻繁に関与している割合が大きいが、契約で明らかになっているものが少なく、責任の所在が不明なまま施工されている。」状況となっている。

活性化会議の平成27年度の重点的な取組みとして、建設生産システムにおける生産性の向上についての取組みで、

- ・新技術・新工法の活用等
- ・適正工期の設定、工程管理等の円滑化等
- ・施工時期等の平準化
- ・技術や技能・経験等に応じた人材の配置
- ・行き過ぎた重層化の回避

があるが、元下業務の明確化、現場での施工会議における4者協議（発注者、設計者、元請企業、専門工事業者）の開催の推進や工事見積もり条件の明確化について、また、施工

条件・範囲リストの活用、適正契約の推進、適正な支払いが行われるための対応策についてもご意見を伺いたい。

【要望事項3】

「建設産業の役割についての周知拡大に向けてについて」

愛媛県鉄筋業協同組合

【要望趣旨】

東日本大震災の復興、相次ぐ自然災害、劣化資産からの重大事故等、建設産業に対する期待が高まっていますが、就労者の高齢化が進み、若者から敬遠される産業となっています。一部では、建設業への入職者が増えているとの報道もありますが、将来的には、人口減少と相俟って建設労働者の不足が懸念されているところです。

建専連として、建設産業政策2007「更なる再編淘汰は不可避」との方針が出された時から、国、元請団体等と連携を取りながら、地域で活躍している企業・団体の紹介、建設スキルアップサポート制度、富士教育訓練センター等との連携強化の取組みをしてきたところですが、まだまだ、この産業は総合工事業が建設業で、職別に建設業が有ること、災害時にいち早く現場の復旧活動に従事等日頃の生活に直接かかわっている産業である事が知られていません。

この度、文部科学省から「土曜日教育ボランティア応援団」の要請が有りました。（土曜日限定ではない）常日頃から全国各地で専門工事業の仲間が体験学習の受入れや出前講座を行っている企業が有りますが、現場体験を受け入れるには元請、発注者の了解を得なければなりません。発注段階において、新・増設、改築、改修、維持更新等において体験学習受け入れ事業である旨の指定は可能でしょうか。

建設現場は危ないから受け入れないではなかなか建設業を理解してもらえません。

「建設現場へGO」の広報もなされているところですが、直接経験することが興味をもってもらえることになります。

富士教育訓練センターで研修を受けている工業高校生のアンケートでも建設業に対する意識調査（H26国土交通省）で、何時建設業に興味を持ったかについて、中学校時との回

答が多く、小さい時から何らかの形で建設業を経験することが必要で有ることがうかがえます。文科省からの要請もあり積極的に取組むべきではないでしょうか。

(参考)

小学3年生以上は、学習指導要領により社会体験学習が義務付けされており、他の産業は積極的に取組んでいる。

小中学校生の不登校生約12万人(H24)。富士教育訓練センターにおいて、大学の教育課程生と不登校児童と泊まり込み研修の取組みを行っている。

【要望事項4】

「60才以上で年金保険のみ未加入者の作業所への入場制限緩和措置について」

(一社) 全国防水工事業協会 四国支部

【要望趣旨】

60才以上の作業員が70才まで年金保険を納めたとしても、年金支給条件を満たせず年金をもらえない可能性が高い。

彼等は、もうあてのない年金保険を納めるよりは、他の業界へ行くものと思います。人手不足のおり、是非とも制限緩和措置を御願い致します。

【要望事項5】

「建築鉄骨工事における 元請・下請契約条件及び支払条件の改善について」

(一社) 全国鐵構工業協会

【要望趣旨】

建設業における元請下請関係の適正化については、国土交通省におかれましても、「建設産業における生産システム合理化指針」、「建設業法令遵守ガイドライン」等に基づき、以前より重点的に取組みを推進されているところです。

しかしながら、「指針」や「ガイドライン」に示された内容が十分に浸透しているとは言い難く、本年3月、当協会が会員企業に対して独自調査を実施したところ、あらためてその実態が明らかになってまいりました。

景気回復の兆しが見え始め、建設需要も上向いているところではありますが、当協会会員企業は、経営基盤の脆弱な企業が多数を占めており、現在の一般的な契約条件・支払条件では、相変わらず資金繰りに苦慮し、経営の圧迫要因になっていることから、下記の通り要望いたします。

当協会といたしましても、個別元請建設業者との交渉や業界団体に対する陳情活動等により自助努力を粘り強く重ねて参りますが、監督行政機関におかれましても、元請建設業者にとっても経営環境が改善しているこの時期にこそ、「指針」及び「ガイドライン」の再徹底と指導強化をお願いする次第です。

【記】

1. 着工(着手)前の書面による契約締結の徹底

(現状) 着工前契約率 60%程度 (鋼材発注時)

(要望) ハ 100%

2. 前払いの実施、部分払い条件の改善

(現状) 前払い：なし

部分払い条件：現場出来形払い（現場搬入または建方完了の都度）

(要望) 前払い：鋼材費用を鋼材入荷までに

部分払い条件：工場検査の都度

3. 現金比率、手形期間の改善

(現状) 現金比率：0～50% 手形期間=90～120日

(要望) 現金比率：50%以上 (将来的には100%) 手形期間：90日以下

4. 出来高保留金の廃止

(現状) 部分払い対象の10%が、工事完了時または最終請求時まで支払が保留

(要望) 出来高保留金の完全廃止

※ 以上はすべて官民物件共通